中国四国厚生局長に次の施設基準を届出しています。

基本診療料の施設基準

- ●療養病棟入院基本料(20対1)
- ●診療録管理体制加算2
- ●医師事務作業補助体制加算 |
- ●療養病棟療養環境加算 |
- ●医療安全対策加算2
- ●総合評価加算
- ●データ提出加算
- ●認知症ケア加算
- ●地域包括ケア病棟入院料2及び地域包括ケア入院医療管理料2 ●CT撮影及びMRI撮影
- ●情報通信機器を用いた診療に係る基準
- ●医療DX推進体制整備加算

特掲診療料の施設基準

- ●がん性疼痛緩和指導管理料
- ●がん治療連携指導料
- ●排尿自立指導料
- ●別添 | の「第 | 4の2」の | の(3) に規定する在宅療養支援病院
- ●在宅がん医療総合診療料
- ●コンタクトレンズ検査料Ⅰ
- ●小児食物アレルギー負荷検査
- ●遠隔画像診断
- ●外来化学療法加算2
- ●脳血管疾患等リハビリテーション料(Ⅲ)
- ●運動器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ●呼吸器リハビリテーション料(Ⅱ)
- ●がん患者リハビリテーション料
- ●外来腫瘍化学療法診療料2

食事療養に関する事項

入院時食事療養(I)·入院時生活療養(I)